

新潟県立上越総合技術高等学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

1 基本理念

本校では、校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて組織的に取り組めます。

2 組織的な対応に向けて

いじめ対策として「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、日頃から様々な教育活動を通じた働きかけや未然防止教育を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け迅速かつ適切に対応します。

いじめ防止対策委員会

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、学年主任、学年担当で構成し、スクールカウンセラーと連携して対応にあたる。事案に応じて、警察署、外部専門家等の協力を得ながら、より実効的にいじめ問題の解決を図る。

3 「いじめ」の定義

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ類似行為（当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる確実性の度合いが高いもの）」も同様に扱う。

4 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

〈全ての生徒を対象にした「いじめをしない人」に育てるための常態的・先行的生徒指導の実践〉

- 生徒の多様性に配慮し、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、生徒がお互いの違いを理解し、対等で自由な人間関係が気付くことができるよう働きかける。
- 授業やホームルーム、部活動等において、生徒が主体的に助け合いながら自他を認め合う機会を設けることで、自己への信頼感を育む。
- 困ったときや悩みがあるときに、信頼できる大人（教職員や保護者等）に相談することができる雰囲気や、生徒の援助希求行動を受け止められる体制を築く。

5 いじめの未然防止教育

〈全ての生徒に対して行う課題未然防止教育〉

- 生徒一人ひとりが頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめをしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身につけられるよう働きかける。
- いじめの衝動を発生させる原因を理解し、生徒自身が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促したりする心理教育の視点を取り入れた未然防止教育を行う。
具体的には、SOSの出し方に関する授業を含む自殺予防教育、情報モラル教育、いじめや差別を許さない感性を身につける教育等を、計画的に実施する。
- 生徒の主体的な学習活動を重視した授業づくりを目指し授業研究を推進するとともに、いじめの早期発見、いじめの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る校内研修を企画し実施する。

6 いじめの早期発見対応

〈いじめの予兆が見られる生徒の課題深刻化を防止する課題早期発見対応〉

- いじめの予兆の発見と迅速な対応を行うため、学期毎にいじめアンケートや面談を実施し、生徒の心理

や健康状態を把握する。日頃から生徒の表情の変化や、クラスの雰囲気から違和感やいじめの兆候を察知するよう努める。

○日頃から生徒及び保護者との信頼関係を深め、生徒にとって相談しやすい環境を整え、学校と家庭・地域で「気づき」を共有できる体制を整える。

○いじめの兆候を把握した際は、何よりも被害者保護を優先し、時を置かずに対応にあたる。

○いじめを把握した際の対応の原則

- ①いじめられている生徒の心情理解と傷ついた心のケア
- ②被害者のニーズの確認
- ③いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④いじめの解消

○SNSを介したいじめ行為やインターネット問題の早期発見と問題への適切かつ迅速な対応に努める。
ネット上での誹謗・中傷や不適切な書き込み等は決して許されないということを、平時から家庭と連携して指導し、悪質な場合は警察等専門機関と連携して対応にあたる。

7 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

〈いじめの解消に向けた支援チームによる組織的・継続的な指導・援助〉

(1) 重大事態とは

- ①「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」いじめを受ける生徒の状況で判断する。
- ②「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は適切に調査し、校長が判断する。

(2) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

○いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有し、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討する。

○課題に応じて管理職、生徒指導主事、担任、養護教諭、SC、SSW等の専門家で構成される校内連携支援チームを編成し、関係機関と連携した対応を行う。

○いじめ及びいじめ類似行為の疑いに関する情報を把握した場合は、情報の収集と記録、情報共有、記録の整理を確実に行う。その上で、上記に示した組織を中心に支援・指導方針を保護者と共有し、必要に応じて関係機関と連携して迅速に対応する。

- ①丁寧なアセスメント（いじめの背景・被害生徒の傷つきの程度・加害生徒の背景等）の実施
- ②アセスメントに基づく被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針のプランニング
- ③被害生徒及び保護者に指導・援助方針を説明し、同意を得る
- ④指導・援助プランの実施
- ⑤モニタリング（3か月をめぐり丁寧な見守り、被害生徒・保護者への経過報告と心理的状態の把握）

○問題に応じて、警察等関係機関等と密接に連携し、保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行う。

8 いじめが「解消」している状態とは

(1) いじめに係る行為がやんでいること

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

いじめ及びいじめ類似行為を認知後は、定期的な面談や声がけを実施し、見守りを続ける。解消については、被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月継続し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることを、被害生徒及びその保護者との面談を通じて確認する。いじめ解消と判断された場合でも、被害生徒及び加害生徒を継続的に見守り、支援・指導を行う。